

様式第1号（第3条関係）

維持保全計画書（ 年間）

点検部位	主な点検項目	点検の時期	定期的な 手入れ等	更新・取替の時期、 内容

認定しない旨の通知書

様

弘前市長 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第 項の規定に基づく下記の申請については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、弘前市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、弘前市を被告として（訴訟において弘前市を代表する者は弘前市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

担当：建設部建築指導課
電話：40-3736

取下書

年 月 日

弘前市長 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第 項の規定に基づき行った下記の申請については、
これを取り下げます。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請に係る住宅の位置

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

担当及び提出先：建設部建築指導課
電話：40-3736

様式第4号（第7条関係）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書

年 月 日

弘前市長 様

認定計画実施者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定計画実施者の氏名又は名称
代表者の氏名

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したので報告します。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定長期優良住宅等建築計画に基づき、住宅の建築が完了したことを確認した建築士等

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 工事監理者から受領した工事監理報告書又は登録住宅性能評価機関が交付した建設住宅性能評価書の写しのほか、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の写し（検査の申請又は通知を要しない場合にあつては、工事の完了が確認できる写真）を添付してください。また、軽微な変更などが生じている場合は、変更内容がわかる図面等を添付してください。
- 3 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

担当及び提出先：建設部建築指導課
電話：40-3736

様式第5号（第8条関係）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

弘前市長 様

認定計画実施者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定計画実施者の氏名又は名称
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定により、下記の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、申し出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員氏名

備考

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 認定通知書（変更認定通知を受けたものにあつては変更認定通知書を含む。）を添付すること。
- 3 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

担当及び提出先：建設部建築指導課
電話：40-3736

記載事項等変更届

年 月 日

弘前市長 様

認定計画実施者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定計画実施者の氏名又は名称
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づき認定等を受けた長期優良住宅建築等計画について、同法第8条第1項の規定による変更以外の変更がありますので、下記のとおり届け出ます。

なお、この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 認定計画実施者	住 所 氏 名 電話番号
2 認定等を受けた条項	法 第 条 第 項
3 認定等の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
4 住宅の敷地の 地名地番	
5 住宅の建て方	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅

変更する記載事項（ここに書き表せない事項は別紙に記載して添えてください。）

変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	

備考

認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

担当及び提出先：建設部建築指導課

電話：40-3736

認定取消通知書

様

弘前市長 印

下記の認定については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づく認定を取り消すこととしたので、これを通知します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 理由

教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、弘前市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、弘前市を被告として（訴訟において弘前市を代表する者は弘前市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求を行った場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

担当：建設部建築指導課
電話：40-3736